

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた21日の福井地裁の判決要旨は次の通り。

【主文】大飯原発3、4号機を運転してはならない。

【福島原発事故】原子力委員会委員長は福島第1原発から2500m圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討し、チェルノブイリ事故でも同様の規模に及んだ。2500mは緊急時に想定された数字だが過大と判断できない。

【求められる安全性】原発の稼働は法的には電気を生み出す一手段である経済活動の自由と一致し、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだ。自然災害や戦争以外でこの根源的な権利が極めて広範に奪われる事態を招く可能性があるのは原発事故以外に想定しにくい。具体的危険性が方

### 大飯原発差し止め判決要旨

に、「この判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な義務を放棄するのと同じ。」

【原発の特性】原子力発電技術で発生するエネルギーは極めて膨大で、運転停止後も電気で原子炉の冷却を継続しなければならぬ。その間、何時間か電源が失われるだけで事故につながり、事故は時の経過に従って拡大する。これは原子力発電に内在する本質的な危険性である。

【大飯原発の欠陥】地震の際の冷やす機能と閉じ込める構造に欠陥がある。1260kgを超える地震では冷却システムが崩壊し、メルトダウンに結びつくことが被害も認められている。わが国の地震学会は大規模な地震の発生を一度も予知できていない。頼るべき過去のデータは限られ、大飯原発に1260kgを超える地震が来ないとの科学的な根拠に基づき、想定は

本来的に不可能だ。被告は、700kgを超えるが1260kgに至らない地震への対応策があり、大事故に至らないと主張する。しかし事態が深刻であるほど、混乱と焦燥の中で従業員に適切、迅速な措置を取ることが求められ、できない。地震は従業員が少なくなる夜も昼と同じ確率で起き、人員の数や指揮命令系統の中心の所長がいるかいないかが大きな意味を持つことは明白だ。

【使用済み核燃料】使用済み核燃料は原子炉格納容器の外の建屋内にある使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれている。本数は千本を超えるが、プールから放射線物質が漏れた時、敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。

【福島原発事故】4号機のプールに納められた使用済み核燃料が危機的状態に陥り、この危険性ゆえ避難計画が検討された。原子力委員会委員長の被害想定で、最も重大な被害を及ぼす想定されたのはプールからの放射能汚染だ。使用済み核燃料は外部からの不測の事態に対し、堅固に防御を固めて初めて万全の措置といえる。

【国営の損失】被告は原発稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながることを主張するが、多数の人の生存そのものに關わる権利と電気代の高い低いという問題を並べて論じるような議論に加わり、議論の当否を判断すること自体、法的には許されない。原発停止で多額の貿易赤字が出ることも、豊かな国土に国民が根を下ろして生活していることが国営であり、これを取り戻すことができないことが国営の損失だ。

【冷却機能の維持】被告は周辺の活断層の状況から、700kgを超える地震が到来する可能性は考えられないと主張するが、2005年以降、全国四つの原発でも回にわたり想定外の地震動を超える地震が到来している事実を重視すべきでない。

【国営の損失】被告は、原発稼働がCO2(二酸化炭素)排出削減に資すること主張するが、福島原発事故はわが国始まって以来最大の環境汚染であり、原発の運転継続の根拠とすることは甚だしく筋違いだ。

【結論】原告のうち、大飯原発から2500m圏内の住民は、直接的に人格権が侵害される具体的な危険があると認められる。

【冷却機能の維持】被告は周辺の活断層の状況から、700kgを超える地震が到来する可能性は考えられないと主張するが、2005年以降、全国四つの原発でも回にわたり想定外の地震動を超える地震が到来している事実を重視すべきでない。

【福島原発事故】4号機のプールに納められた使用済み核燃料が危機的状態に陥り、この危険性ゆえ避難計画が検討された。原子力委員会委員長の被害想定で、最も重大な被害を及ぼす想定されたのはプールからの放射能汚染だ。使用済み核燃料は外部からの不測の事態に対し、堅固に防御を固めて初めて万全の措置といえる。